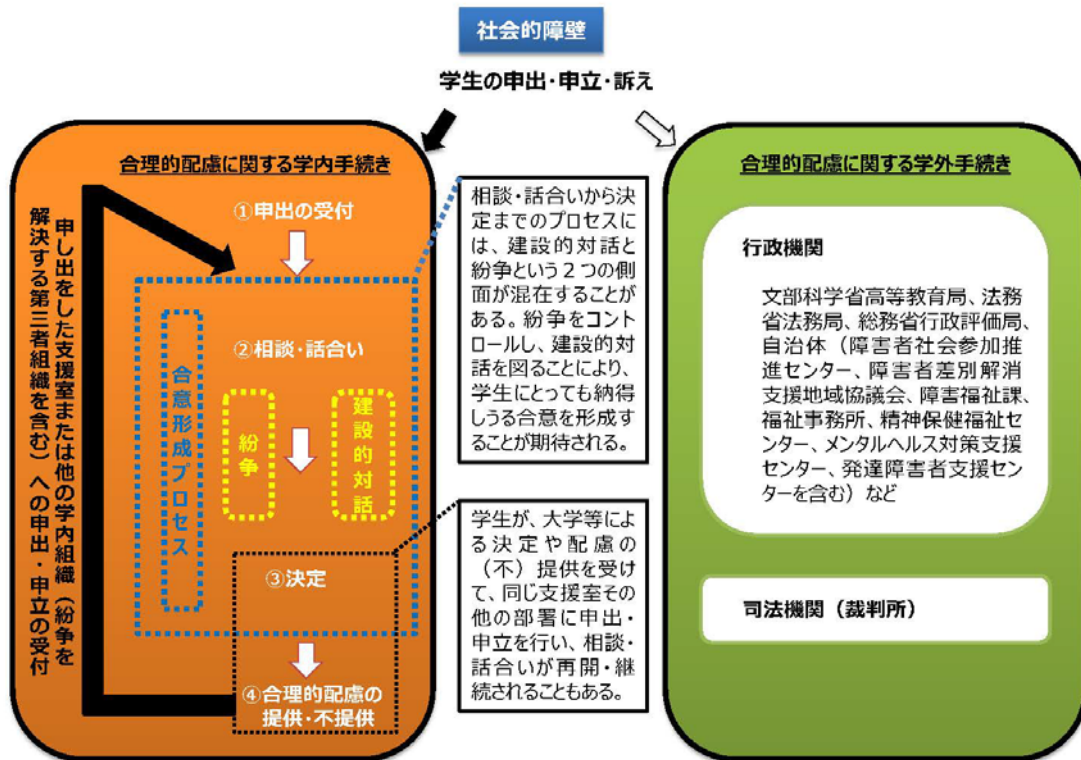


事例集を活用するにあたって

本事例集は、障害学生に関する紛争の防止・解決等の参考になる事例を、平成 28 年度より全国の大学等や自治体の相談機関からご提供いただき、編纂しています。本事例集を読み解く上でのポイントや事例紹介ページの構成についてご紹介いたします。

1. 紛争とは

合理的配慮の提供をめぐる紛争発生についての概念図



障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、感情的にこじれてしまったトラブルや裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれません。しかし、本事例集における「紛争」の概念はそのイメージとは異なります。本事例集では、たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況で、学生と大学が一步も譲らず要求と拒絶をしているプロセスを「紛争」と理解しています。このような場合、「紛争」を適切にコントロールし「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが大学等に求められます。そのような意味での「紛争の防止」、あるいは「紛争」が継続化・全面化してしまったり、裁判所を含む学外機関にもちこまれた場合にどのように解決されているかという意味での「紛争の解決」の参考になると考えられる事例をご紹介します。「紛争」等の概念について、詳しくは以下をご覧ください。

- 「紛争」等の概念について

https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/kaiketsu/gainen.html

2. 本事例集を読み解くポイント

ポイント1 推奨事例ではありません

本事例集では、紛争の防止・解決等に関する事例をできるだけ多くご紹介するという主旨に基づき、ご提供いただいた事例について評価はせず、好事例から問題事例まで、できるだけ多くの事例を掲載しております。したがって、個々の事例の対応については、読者ご自身でご判断いただけますよう、お願いいたします。

また、事例はご提供いただいた内容を元に行っているため、全ての情報が余すところなく記載されているわけではありません。それぞれの事例の対応の善し悪しがそこにある情報だけでは判断できないものも少なくありません。

そこで、例えば「不服、不満、苦情の申し立て」につながった事例については、初期の対応の中でこれを回避することはできなかったか、「配慮不提供」となった事例については、「不提供の理由・詳細」は「障害者差別解消法」に沿ったものと言えるか、といった視点でご検証いただくことで、貴学において合理的配慮の提供を検討される際の参考にしていただけると幸いです。

ポイント2 合理的配慮の提供に「これをしてあげば大丈夫」はありません

合理的配慮の内容は、個々の学生の障害の様態、望む支援、学校側の状況等、様々な条件によって変わるため、画一的に「こういう申し出にはこれをしてあげば大丈夫」というものではありません。そのときの状況によって検討され、決められていきます。したがって、ある事例において良いと思われる対応が、別の学生にとっても良いとは限りません。以下の項目にご留意いただき、学生本人の意向と学校の状況を照らし合わせ、かつ学生との間に建設的対話が行なわれているか等についても留意いただきながら読み解いていただけますよう、お願いいたします。

- 学生の状況や意向
 - 障害種 学科(専攻) 年次
 - 相談内容 申し出内容
- 学校の状況
 - 学校の設置者(国立・公立・私立)
 - 学校規模(全体の学生数)
- 配慮の提供
 - 学校が提案した配慮
 - 提供した配慮の具体的内容

ポイント3 配慮決定のプロセスやモニタリング・フォローアップが重要です

配慮内容の決定においてはそのプロセスが重要です。まず、学生本人の意思確認や合意形成はどのように行なわれたかにご留意ください。例えば、合意形成が「できた」とされていても、それは学校側の判断であり、学生自身に本調査において確認しているわけではありません。そうした点も含めて読み解いていただけますようお願いいたします。また、配慮内容の決定の過程にその配慮に関わる部署が参加しているか等にもご留意ください。

- 学生本人の意思確認
 - 支援の申し出の受付……ニーズの聴き取りのための面談は実施されたか
 - 配慮内容の決定……決定過程に学生本人が参加しているか
 - 合意形成できたと考える根拠
- 配慮の提供に関わる部署（者）
 - 配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議
 - 検討・協議に参加した部署（者）

また、合理的配慮の提供においてはモニタリング・フォローアップも重要です。配慮内容を決定し提供すれば終わりというのではなく、その配慮が適切かどうか、あるいは配慮が必要な状況に変化はないか等、卒業までを視野に入れた建設的対話の継続が重要です。以下の項目で、どのようなモニタリング・フォローアップが行なわれているかにもご留意ください。

- 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ
- 事後評価 事後評価の理由・詳細
- その後の経過、課題等

ポイントチェックリスト

以下のチェック項目は、回答するためのものではなく、事例を読む際に、これらをチェックしながら読み解いていただくと、事例内容への理解がより深まるというポイントです。

- 学生の障害種だけでなく、相談内容や申し出内容を踏まえて検討されていますか？
- 学校が提案した配慮は、申し出通りの配慮であるか、あるいは異なる点がありますか？
- もし学校が提案した配慮が申し出と異なる場合には、その理由は記載されていますか？
- 配慮内容を決定するまでに学生本人からのニーズの聞き取りは行なっていますか？
- 配慮内容を決定するプロセスに、学生本人は主体的に参加していますか？
- 合意形成できたと考える根拠について記載されていますか？
- 配慮内容を決定してから、本人からの事後評価（モニタリングやフォローアップ）は行なっていますか？

3. 事例ページの見方とポイント

事例ページは、事例が起きたのがどんな学校で、当該学生はどんな学生なのかといった背景情報に始まり、相談や申し出、配慮内容決定までの対応のプロセス、配慮提供後のフォローアップ、不服、不満、苦情等の申し立てがあった場合は、その内容や対応のプロセス、対応後の学生の反応などで構成されています。それぞれの項目の見方とポイントを解説します。

The image shows a screenshot of a case page with several sections and callouts. The sections are: '事例No.' (Case No.), '事例紹介' (Case Introduction), '事例が起きた時期' (When the case occurred), '事例が起きた学校' (School where the case occurred), and '対象学生' (Target student). Each section has a callout box explaining its content.

事例No. [Case No.]

事例紹介

事例が起きた時期

令和元年度
発生時期:受験時

事例が起きた学校

立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻) [] 年次 [] 障害種 []

各事例には、申し出内容等、その事例の概要がわかる見出しがついています。事例一覧ページで、読みたい事例を探す目安にしてください。

事例が起きた年度と、申し出や相談の時期が修学のどの場面であったのかがわかります。

事例が起きた学校の設置、種別、学校の規模(全体の学生数)です。貴学と似た条件の学校の事例を選んで見ていくと、参考にしやすいでしょう。

貴学の学生と属性が共通する事例を選んで見ていくと、参考にしやすいでしょう。

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出有
- ・申し出を受けた部署(者) 障害学生支援担当部署
- ・支援の申し出を受け付ける申請書(様式)有
- ・ニーズ聴き取りのための面談実施した

ここを見ると、支援の申し出の受付についての学校の体制がどのようになっているかが読み取れます。申請書様式の有無、ニーズ聴き取りの機会を設けているか等に留意して見てください。

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

ここを見ると、配慮内容決定までのプロセスがわかります。組織的な対応体制があるか、配慮内容の決定に当該学生は参加しているか等に留意して見てください。

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議実施した
- ・検討協議に参加した部署(者) 障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程 建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付実施した

ここを見ると、配慮内容決定後のモニタリング等がどのように行なわれているかがわかります。

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

- ・当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった
- ・その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記入なし

入学時等によくある、具体的な支援内容がまだ明確にならない段階での相談等がある場合は、ここに記載されています。

ここでは、具体的な申し出内容とその対応が個別に最大 10 まで記載されています。

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1: [Redacted]

提供した配慮: 学校が提案した配慮= [Redacted]

配慮内容決定時での合意形成: できた

合意形成できたと考える根拠: こちらの提案を受け入れた

提供した配慮の具体的内容: [Redacted]

事後評価: ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細: [Redacted]

「事後評価」は、学校側から見たもので、学生による評価ではありません。「事後評価の理由・詳細」を併せて見ることで、今後、貴学において学生の状況を確認する上での参考になるでしょう。

提供した配慮が申し出通りではない場合、学校がどのような代替案を提案しているかに留意して見ていただくと、建設的対話を進める上での参考になるでしょう。また、学生との合意形成については、「合意できたと考える根拠」も併せて掲載しています。

不服、不満、苦情の申し立てがあった場合、ここに記載されます。「申し立て内容」を、ここまでに記載されている支援の申し出への対応と併せて読むことで、学生が不服、不満を持つに至った経緯を考えると、参考になるでしょう。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立てあった

申し立てを受けた部署 障害学生支援部署

申し立て内容 授

申し立てへの対応に関わった部署 障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門(学部、担当教員等)

申し立てへの対応手順

申し立てへの対応内容

対応に関する学生の反応 納得して、問題なく修学している

学生の反応の具体的内容

ここを見ると、不服、不満、苦情を申し立てる窓口の有無、対応が組織的に行なわれているかが読み取れます。また、学生の反応が良好なものか、そうではないのかも留意して見てください。紛争の防止・解決等につながる対応とはどのようなものかを考える上で参考になるでしょう。

その後の経過、課題等

事	例	の	対	応	の	経	過	等
事	例	の	対	応	の	経	過	等
事	例	の	対	応	の	経	過	等
事	例	の	対	応	の	経	過	等
事	例	の	対	応	の	経	過	等
事	例	の	対	応	の	経	過	等
事	例	の	対	応	の	経	過	等

配慮の提供あるいは申し立てへの対応以降について記載されています。その後のフォローアップがどのように行なわれているか、建設的対話が継続されているか等に留意して見てください。また、課題が記載されていれば、貴学での対応を検討する際にも参考になります。

【参照】

▶ [同等の機会](#)

事例の対応と関連する情報（「紛争の防止・解決等に関する基礎知識」や「ウェブコラム」のページ）へのリンクです。同じような事例に対してどのように対応すれば良いかを検討していく際の参考としてください。